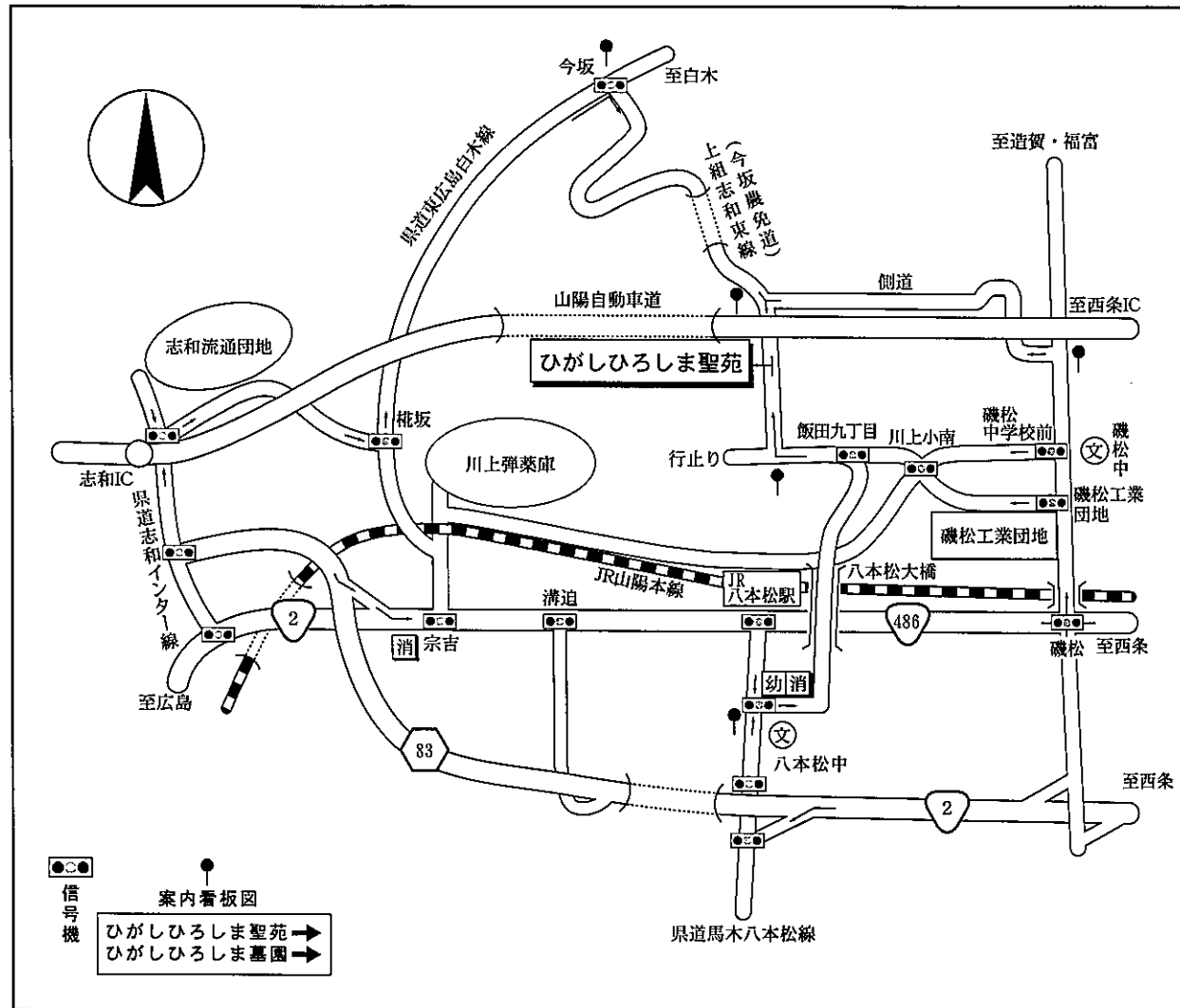


◎案内図



◎お問い合わせ

聖苑の使用について、ご不明な点がございましたら、次へおたずねください。

〒739-0145 東広島市八本松町宗吉10056番地

**ひがしひろしま聖苑 ☎(082) 428-6663**

(火葬場指定管理者：シナジー・五輪グループ共同企業体)

**東広島市生活環境部環境先進都市推進課 ☎(082) 420-0928**

※ 聖苑は、火葬を行い式場をお貸しするものであり、祭壇・生花・お供物等は取り扱っておりません。これらの手配は、葬祭事業者にお問い合わせください。

# ひがしひろしま聖苑使用案内

◎聖苑の休日 1月1日

◎聖苑使用時間

- |        |                                 |                |
|--------|---------------------------------|----------------|
| 1 火葬施設 | ひつぎ(遺体)受入時間                     | 午前9時から午後3時まで   |
| 2 式場   | ①通夜                             | 午後5時から翌日午前9時まで |
|        | ②告別式                            | 午前9時から午後3時まで   |
|        | ③通夜から告別式                        | 午後5時から翌日午後3時まで |
| 3 霊安室  | 24時間(ひつぎ(遺体)搬入は午前8時30分から午後5時まで) |                |
- ※ 式場の使用時間は、撤収時間を含んでいます。よって、使用時間内で撤収を完了するようお願いします。

◎聖苑に持ってきていただくもの

- 1 火葬される場合は、次のものを必ず持参してください。
  - ①死体(死胎)埋火葬許可証
  - ②ひがしひろしま聖苑使用許可書
- 2 通夜、告別式などで使用される場合は、次のものを持参してください。
  - ①ひがしひろしま聖苑使用許可書
- 3 胞衣等の火葬の場合
  - ①医師(医療機関)の証明
  - ②印鑑

◎お願い

1 ひつぎの中には、次の物品は絶対に入れないでください。ご遺体の損傷や火葬時間の遅れの原因となります。

- ①ビニール・プラスチック類(おもちゃ、人形、釣竿、杖など)
- ②ガラス製品(酒びん、ビールびん、化粧品など)
- ③金属製品(腕時計、指輪、メガネ、携帯電話など)
- ④危険物(ガスライター・スプレーなど爆発性のあるもの)
- ⑤書籍類、果物などの燃えにくい品物
- ⑥布団、毛布、被服類、履物類
- ⑦ドライアイス(出棺の際、取り除いてください。)
- ⑧医療治療器具(ペースメーカー、コルセットなど)

※ ペースメーカーには、リチウム電池が入っており、「破裂事故」を起こし大変危険なため病院で取り除いてもらってください。(除去できていない場合には、火葬前に必ずその事実を申し出てください。)

- 2 火葬は、ひつぎが聖苑に到着した順としますので、お待ちいただく場合もあります。
- 3 待合室、控室での湯茶については、セルフサービスとなっておりますので、使用後は整理整頓に留意して後始末までお願いします。
- 4 通夜で聖苑を使用される場合、寝具などについては各自でご用意ください。
- 5 所定の場所以外での飲食又は喫煙をしないでください。
- 6 葬儀で葬祭場を使用される場合、花輪は設置できませんのでご了承ください。
- 7 その他職員の指示に従ってください。

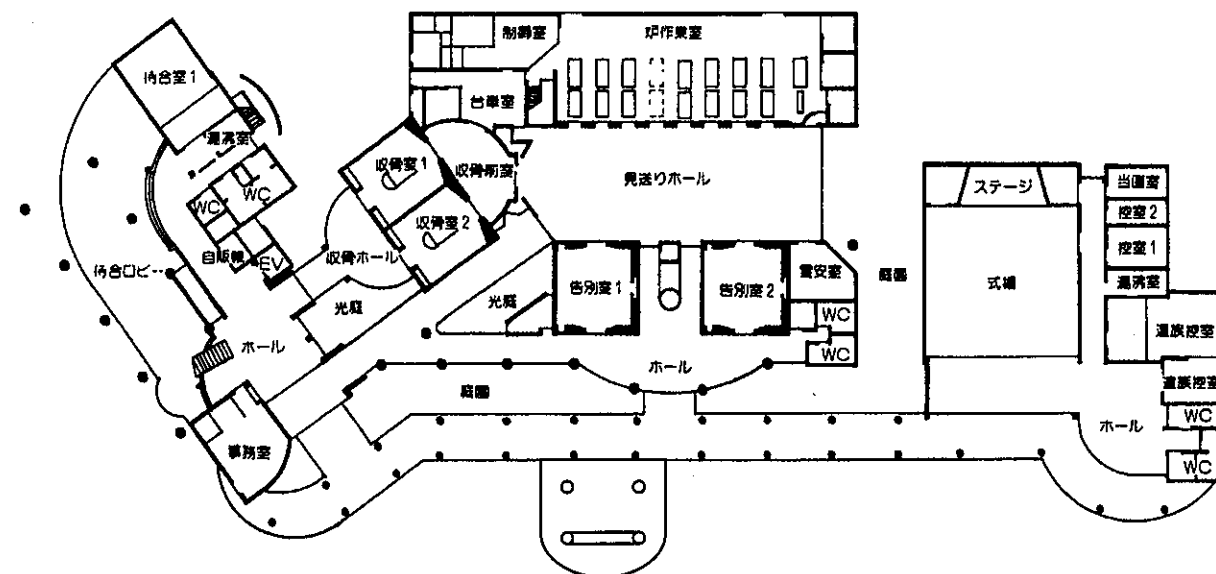
◎聖苑の使用料

区分	単 位	使 用 料		
		市 民	そ の 他	
火葬場	12歳以上の遺体	1 体 に つ き	10,000円	30,000円
	12歳未満の遺体	1 体 に つ き	5,000円	15,000円
	死 産 児	1 体 に つ き	4,000円	12,000円
	胞 衣 等	1 kg まで ごと に	400円	1,200円
	霊 安 室	24時間以内の場合	1,050円	3,190円
		24時間を超える部分 (1時間までごとに)	100円	310円
待 合 室		2時間以内の場合	2,120円	6,400円
		2時間を超える部分 (1時間までごとに)	1,050円	3,190円
葬 祭 場	通夜から告別式まで	1 回 に つ き	64,060円	138,820円
	通 夜	1 回 に つ き	32,030円	69,410円
	告 別 式	1 回 に つ き	32,030円	69,410円

備考 1 市民とは、本市に住所を有する使用者並びに死亡当時本市に住所を有していた者の遺体及び死産児で分べん時にその母親が本市に住所を有していた者をいい、その他とは、これら以外をいう。  
2 胞衣等とは、胞衣及び手術肢体をいう。

◎施設配置図

1階平面図



2階平面図

